

## 東京臨海病院登録医制度運用要綱

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、東京臨海病院（以下「当院」とする。）において、地域における第一線の医療機関であるかかりつけ医との連携、相互支援、機能分化を深めていくことにより地域医療の充実および発展を図り、もって患者への一貫した良質かつ適切な医療を提供するため、登録医制度の運用に関して必要な事項を定めるものとする。

### (登録医)

**第2条** 登録医とは当院の登録医制度に登録した医師をいう。

### (登録)

**第3条** 登録医を希望する医師は、登録医申請書（様式1）により当院病院長（以下「病院長」という。）に申請するものとする。

2 病院長は、前項の申請があったときは申請内容を確認し、適当と認めた場合は登録医として承認し「登録医証（様式2）」を発行し、登録医名を当院ホームページに掲載する。

3 登録医は、登録内容に変更が生じた場合は登録医登録事項変更届（様式3）を病院長に提出するものとする。

4 登録医は、登録医を辞退する場合は登録医辞退届（様式4）を病院長に提出するとともに登録医証を返却するものとする。

### (登録医の期間)

**第4条** 登録医の登録有効期間は認定日の属する年度の3月31日迄とし、前条第4項の登録医辞退届がない場合は1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(登録医の活動)

**第5条** 登録医は、次の各号に掲げる事項について当院で活動することができる。

- 一 紹介患者への訪問、カルテの閲覧
- 二 検査や特殊な診療、病理解剖等の見学
- 三 当院でのカンファレンス・講演会・研修会等への参加
- 四 当院の施設及び設備の共同利用

**2** 前項第一号及び第二号の活動を希望する場合は、予め当院地域医療連携・入退院支援センター医療連携室（以下「医療連携室」という。）へ連絡し事前調整を行った上で、当日は医療連携室で受付を行い、院内では名札を着用するものとする。

(共同利用設備)

**第6条** 病院長は、登録医に次の各号に掲げる設備を当院職員と共同で利用させることができる。

- 一 C T
- 二 M R I
- 三 R I
- 四 骨密度測定検査機器
- 五 心臓超音波検査機器
- 六 神経伝導検査機器
- 七 脳波測定検査機器

**2** 医療・検査機器については、当院の事前予約システムを利用して予約するものとする。

(共同利用施設)

**第7条** 病院長は、登録医に次の各号に掲げる施設を利用させることができる。

一 病床

二 図書室

**2** 登録医は、前項の規定により施設を利用する場合は、予め医療連携室へ連絡し、事前調整を行うものとする。

(個人情報等に対する遵守事項)

**第8条** 登録医は、登録医として知り得た情報を正当な理由なく第三者へ開示あるいは漏洩してはならない。

(事務局)

**第9条** 登録医制度の運用に係る事務局を医療連携室に置く。

(その他)

**第10条** この要綱に定めるもののほか運営に関し必要な事項は、当院の地域医療支援病院運営委員会の意見を聞き病院長が定める。

**附 則**

この要綱は、令和6年3月15日から施行する。